

令和6年度長井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法第2条に規定する用語の例による。

3 調達方針の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その住所又は所在地が長井市内にある施設等とする。

4 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、市長、議会事務局、委員会又は委員の事務局（以下「各課等」という。）が発注する物品等の調達とする。

5 調達の対象となる物品等

本調達方針により調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物品

- ①食品類（パン、菓子、漬物、弁当等）
- ②農作物（野菜、草花、種苗等）
- ③小物類（布製品、紙製品、織物、木工、陶器等）
- ④その他施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ①印刷
- ②清掃及び草刈り
- ③軽作業（紙折り、封入、組み立て、資源回収、分別等）
- ④その他施設等が提供可能な役務

6 物品等の調達目標

調達を推進する施設等が供給する物品等の令和6年度における調達目標金額は、3,029,000円とする。

7 物品等の調達目標を達成するための方策

調達を推進する施設等が供給する物品等の調達目標を達成するための方策については、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 調達を推進する施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、各課等での情報共有を図るものとする。

- (2) 施設等から調達した実績のある物品等については、可能な限り引き続き当該施設等から調達するよう努めるとともに、施設等からの調達実績のない物品等については、施設等からの調達可能性について検討のうえ、調達に努めるものとする。なお、納期が問題となるような事案については、できるだけ前倒しして発注するなどの工夫を行い、施設等の特性に配慮するものとする。
- (3) 施設等に対し、法の趣旨及び本方針の内容などを周知し、本市が調達しやすいような物品の生産及び役務の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。
- (4) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な使用並びに随意契約とする明確な理由及び透明性の確保に留意するものとする。

8 調達実績の公表

市は、年度終了後、本方針に基づく物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

9 方針の管理及び運営

この方針の策定並びに管理及び運営は、福祉あんしん課において行う。